

○ 経済産業省  
環境省告示第三号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成二十四年経済産業省告示第百十九号）の一部を次のとおり改正する。

令和六年六月二十八日

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣新藤義孝  
国土交通大臣齊藤鉄夫  
環境大臣伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍縁を付した部分をつりに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍縁を付した部分のとおりに改める。

改 正 後	改 正 前
I. 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。 第1 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（以下「非住宅建築物」という。）基準省令第10条第1号に規定する基準に適合するものとし、同号口(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量並びに同号口(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第11条及び第12条の規定によること。 第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一つの住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。）基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号口(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。 第3・第4 （略） II. （略）	I. 建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準 次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。 第1 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（以下「非住宅建築物」という。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号に規定する基準に適合するものとし、同号口(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量並びに同号口(1)の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号口(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第11条及び第12条の規定によること。 第2 一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一つの住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。）基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号口(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。 第3・第4 （略） II. （略）

この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

### 附 則